

## 令和5年度 第2回猪名川町農会長会次第

と き 令和5年7月7日(金)  
午後6時30分から  
ところ 猪名川町立文化体育館小ホール

### 1 あいさつ

### 2 協議事項

- ① 令和5年産水稻・そば作付状況について・・・・・・・・ P. 1
- ② 経営所得安定対策等について・・・・・・・・ P. 3
- ③ 営農活性化補助金について・・・・・・・・ P. 9
- ④ 農業用施設改修事業補助金について・・・・・・・・ P. 11
- ⑤ ドローンによる農薬散布について・・・・・・・・ P. 13
- ⑥ ため池保険について・・・・・・・・ P. 15
- ⑦ 有害鳥獣・森林里山関連について・・・・・・・・ P. 17

# 令和5年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

猪名川町地域農業再生協議会

予定数量	774 t
予定面積	158.3 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	489 kg/10a

集落 番号	集落名	水田面積 (a)	令和5年産米の需要量のに関する情報							<参考>令和4年産米の作付状況					
			作付予定面積							水稲					
			水稲				そば			水稲			そば		
			主食用米 (a)	4年産との 比較	新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	(30kg/袋)	そば (a)	2年産との 比較	作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稲	作付率 ②/①	作付面積 (a)
1	原	1,273.0	578.4	▲ 10.6	0.0	0.0	28,284	943	83.7	8.0	616.4	589.0	95.6	75.7	
2	内馬場	694.2	249.3	9.9	0.0	0.0	12,191	406	38.8	1.9	242.3	239.4	98.8	36.9	
3	民田	767.8	425.5	0.0	0.0	0.0	20,807	694	23.6	0.0	426.2	425.5	99.8	23.6	
4	上阿古谷	2,325.9	1,334.2	▲ 61.4	0.0	0.0	65,242	2,175	54.8	▲ 7.7	1,493.6	1,395.6	93.4	62.5	
5	下阿古谷	1,120.4	620.6	▲ 78.2	0.0	0.0	30,347	1,012	27.6	0.0	721.1	698.8	96.9	27.6	
6	北田原	1,243.6	508.5	▲ 33.9	0.0	0.0	24,866	829	0.0	0.0	551.2	542.4	98.4	0.0	
7	南田原	1,255.1	547.9	46.7	0.0	0.0	26,792	893	36.3	▲ 11.7	525.1	501.2	95.4	48.0	
8	北野	260.0	171.6	20.1	0.0	0.0	8,391	280	0.0	0.0	180.8	151.5	83.8	0.0	
9	紫合	2,035.2	1,014.8	10.7	0.0	0.0	49,624	1,654	78.7	19.1	1,071.6	1,004.1	93.7	59.6	
10	柏梨田	468.4	167.7	0.0	0.0	0.0	8,201	273	0.0	0.0	170.1	167.7	98.6	0.0	
11	上野	880.8	356.6	0.0	0.0	0.0	17,438	581	79.8	▲ 6.8	344.8	356.6	103.4	86.6	
12	広根	1,446.9	870.3	12.4	0.0	0.0	42,558	1,419	0.0	0.0	851.5	857.9	100.8	0.0	
13	銀山	156.0	60.6	0.0	0.0	0.0	2,963	99	0.0	0.0	55.0	60.6	110.2	0.0	
14	猪淵	381.8	128.5	0.0	0.0	0.0	6,284	209	65.6	0.0	129.7	128.5	99.1	65.6	
15	肝川	861.0	459.6	0.0	0.0	0.0	22,474	749	0.0	0.0	471.6	459.6	97.5	0.0	
16	差組	437.5	218.0	7.1	0.0	0.0	10,660	355	0.0	0.0	214.3	210.9	98.4	0.0	
17	万善	743.1	128.2	▲ 12.1	0.0	0.0	6,269	209	38.4	▲ 9.5	115.4	140.3	121.6	47.9	
18	槻並	3,719.4	1,607.1	▲ 148.9	0.0	0.0	78,587	2,620	217.4	▲ 22.7	1,814.2	1,756.0	96.8	240.1	
19	木津上	1,356.4	464.5	▲ 3.5	0.0	0.0	22,714	757	48.3	0.0	497.7	468.0	94.0	48.3	
20	木津	576.8	370.9	0.0	0.0	0.0	18,137	605	0.0	0.0	400.1	370.9	92.7	0.0	
21	木間生	540.6	275.3	4.0	0.0	0.0	13,462	449	0.0	0.0	271.4	271.3	100.0	0.0	
22	朽原	1,102.1	456.0	▲ 4.6	0.0	0.0	22,298	743	0.0	0.0	452.9	460.6	101.7	0.0	
23	林田	707.9	110.8	▲ 16.5	0.0	0.0	5,418	181	0.0	0.0	128.4	127.3	99.1	0.0	
24	笹尾	1,587.9	834.0	148.5	0.0	0.0	40,783	1,359	410.9	▲ 149.1	687.3	685.5	99.7	560.0	
25	清水	829.6	362.7	▲ 46.4	0.0	0.0	17,736	591	26.6	0.0	386.1	409.1	106.0	26.6	
26	清水東	843.7	603.4	32.2	0.0	0.0	29,506	984	40.1	0.0	601.1	571.2	95.0	40.1	
27	仁頂寺	328.8	118.5	▲ 9.8	0.0	0.0	5,795	193	0.0	0.0	144.7	128.3	88.7	0.0	
28	島	445.3	230.8	0.0	0.0	0.0	11,286	376	10.8	0.0	233.1	230.8	99.0	10.8	
29	鎌倉	884.8	468.7	▲ 23.8	0.0	0.0	22,919	764	21.1	0.0	540.1	492.5	91.2	21.1	
30	杉生	1,237.7	547.8	▲ 33.3	0.0	0.0	26,787	893	0.0	0.0	599.0	581.1	97.0	0.0	
31	西畑	799.8	495.7	12.6	0.0	0.0	24,240	808	135.4	▲ 41.5	481.7	483.1	100.3	176.9	
32	柏原	2,739.4	1,048.2	71.1	0.0	0.0	51,257	1,709	233.8	0.0	1,080.3	977.1	90.4	233.8	
33	農会外	2,532.3	0.0	▲ 681.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	697.2	681.0	97.7	0.0	
	合計	36,583.2	15,834.7	▲ 788.7	0.0	0.0	774,316	25,812	1,671.7	▲ 220.0	17,196.0	16,623.4	0.0	96.7%	1,891.7

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス  
 ※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

# 経営所得安定対策等について

## 1. 各交付金の交付要件

経営所得安定対策の各交付金の交付を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

### (1) 畑作物の直接支払交付金

- ① 認定農業者、集落営農、認定新規就農者であること。
- ② 販売農家であること。
- ③ 5年に1度の水稻作付若しくは1カ月以上の水張を行うこと（ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください）。※令和8年度までの間に実施しない場合、令和9年度以降交付対象外となります。
- ④ 検査を受けていること。

### (2) 水田活用の直接支払交付金

- ① 販売農家であること。
- ② 5年に1度の水稻作付若しくは1カ月以上の水張を行うこと（ご自身で証拠書類として作業日誌、写真等を保管してください）。※令和8年度までの間に実施しない場合、令和9年度以降交付対象外となります。

## 2. 販売実績（出荷・販売）の確認について

出荷・販売の確認書類については、5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、それを町で一括して証拠書類として保管します。

つきましては、出荷・販売を確認する方法について、次の書類を準備してください。役場への提出時期については、該当者へ直接通知します（概ね11月頃）。

### ① 量販店、市場（阪急オアシス、イオン等）等へ出荷している場合

- ・ 販売伝票、出荷販売契約書の写し等、出荷販売が確認できる書類

### ② 道の駅いながわ（直売所）に出荷している場合

- ・ 出荷記録

道の駅より提供いただく予定となっておりますが、ご家族の名前で出荷している等の理由で農業者名と道の駅の出荷者名が一致しないケースや、営農計画書に記入いただいた農作物と別の農作物を作付・出荷しているケースが例年多くみられます。これに該当する場合は、事前に農業環境課までご連絡ください。

### ③ 無人販売所に出荷している場合

- ・ 販売記録（任意書式）
  - ・ 販売していることを確認できる写真（陳列の様子など）
- ※必ず、交付金を受ける作物全ての写真を提出してください。

### ④ 知人、友人に販売している（金銭の授受が伴っている）場合

- ・ 出荷販売契約書（任意書式）
- ・ 販売記録（任意様式）

★注意事項★

令和3年度より野菜の生産日誌の提出は不要としております。

しかしながら、果樹は新植3年未満の場合のみ交付対象となるため、生産日誌を必ず提出してください。また、新たに苗木を購入した場合は苗木の購入伝票の写しを添付してください。

この他の方法で出荷・販売を行っている農家で、確認方法について不明な場合は農業環境課までお問合せください。

集落内の経営所得安定対策等直接支払交付金の申請者へご周知の程よろしく願いいたします。



## 令和5年産の出荷販売契約書

物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

(契約者名)

売渡人 (甲) : \_\_\_\_\_

購入者 (乙) : \_\_\_\_\_

(契約の内容)

契約する物品名、数量、契約金額等は、次のとおりとする。

1. 物品名 : \_\_\_\_\_

2. 数量 : \_\_\_\_\_

3. 契約金額 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

(甲)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ (印)

(乙)

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ (印)

1圃場（ほじょう）につき、1枚記入してください。

# 生産日誌（果樹）

提出日 令和 年 月 日

## ■農家情報

名前	
住所	猪名川町
農会（地区）	
電話	

## ■作付情報

<small>せいさんほじょう</small> 生産圃場	
品目	
<small>ていしょく</small> 定植年月日	令和 年 月 日

※ 実施計画書（野帳）に記載している品目を記入してください。

## ■生産日誌

投入資材 (農薬は除く)	投入日	肥料名
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
防除内容	防除日	農薬名
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

※ 「肥料名」、「農薬名」は可能な限り記入してください。

## 令和5年産の販売記録

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

1. 販売先 \_\_\_\_\_ (住所・氏名等)

2. 圃場名 \_\_\_\_\_

3. 販売記録

販売品目	販売年月日	数量(kg、個数)	販売額(円)

- ※1 無人販売所で販売した場合は、販売行為を確認できる写真を添付してください。
- ※2 知人・友人等に販売した場合は、出荷販売契約書を添付してください。
- ※3 販売行為を確認する証拠書類です。5年間保管してください。

(任意様式)

# 作業日誌（水張り）

申請者	氏名	
-----	----	--

圃場（地名・地番）

---

水張り時期      年      月      日 ~      月      日

---

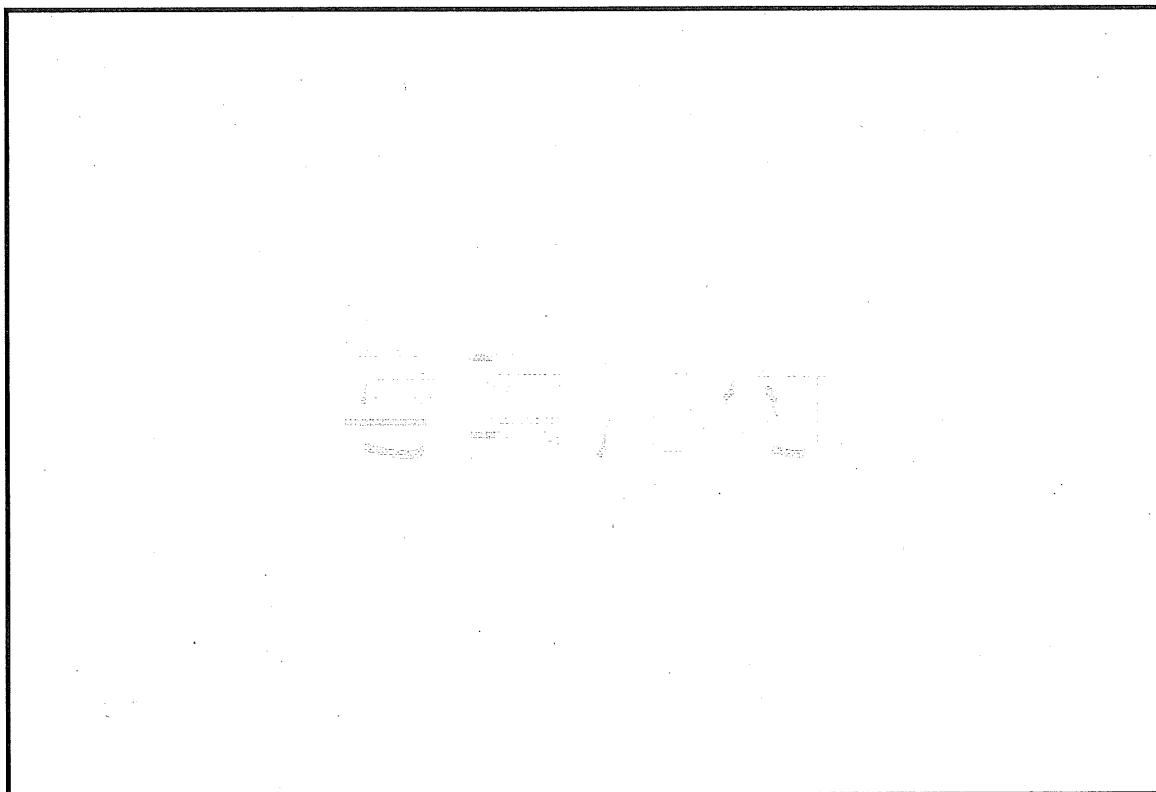
作付作物

---

収量      水張り前（過去5年間の平均収量）：      水張り後：

---

★水張りを行った圃場の写真（「全景」を写してください）





令和5年度

# 営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！

農家の皆さんを  
支援します！！

## ①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1/2
パイプハウス 200㎡未満	対象金額×1/3
ぶどう棚 25万円以上/a	対象金額×1/2



【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み  
※野菜部会会員が対象

## ②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×2/3
最低購入本数未満の購入	購入費用×1/2

※最低購入本数については、品目によって異なります。

【申し込み方法】

8月頃、果樹部会会員にご案内します。

※果樹部会会員が対象



### ③そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円/10a
団地化加算金	10,000円/10a



【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額+乾燥調整費+100円

【実施時期】

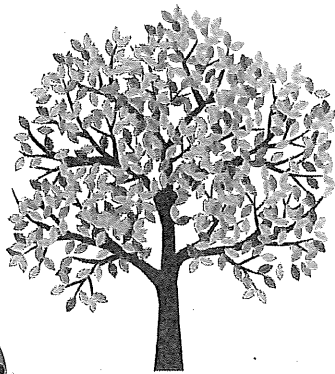
播種：8月上旬～下旬

刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。



### ④北摂栗生産環境整備事業

【内容】

高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はJA兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助（上限5万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。  
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709

# 猪名川町農業用施設改修事業補助金

## 補助金の概要

農業用施設の修繕箇所が増加、老朽化対策として地元施工による農業用施設の改修・修繕費用の一部を補助する事業を新たに創設しました。

## 補助額

工事費用の1/2以内 ※千円未満切捨て

- ・10万円以上の工事が対象、補助金の上限額は100万円まで)
- ・町の予算の範囲内での交付となりますので、要望箇所が多数の場合、緊急性の高い施設から順に対象といたしますのでご了承ください。

## 補助対象者

農業用施設の管理者又は利用している農業者及び農業者団体

## 補助対象施設

農業用排水路、農業用道路、井堰（河川管理者と協議済みのもの）、農業用ため池などの農業用施設

## 補助対象事業

以下に掲げる全ての要件を満たす事業。

- ①修繕等に要する工事費の額が10万円以上の事業であること。
- ②受益戸数2戸以上の農業用施設であること。
- ③草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。
- ④当該農業用施設を修繕するに当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。
- ⑤通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる修繕工事でないこと。

## 申請開始日

令和6年度事業：令和5年9月末までに役場までご相談ください。

※令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間内に工事を行う場合、工事内容や工事箇所を事前に役場農業環境までご相談ください。

## 【お問い合わせ】

猪名川町役場 農業環境課 農政担当

電話：072-766-8709(平日8:45~17:30)

住所：猪名川町上野字北畑11番地の1

## 補助金 申請手続のながれ

### 令和5年度

#### ① 事前相談 (申請者→町)

適用対象かどうか工法等について事前に相談してください。

令和6年度の予算要求に必要なため、令和5年9月末までに見積を提出してください。

### 令和6年度

#### ② 補助金の交付申請 (申請者→町)

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書(3社以上)、その他関係書類を提出してください。

#### ③ 補助金の交付決定 (町→申請者)

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、業者に依頼してください。

#### ④ 申請内容の変更 (申請者→町)

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書(様式第5号)、変更内容を証明する書類(金額変更の見積書等)を提出してください。

#### ⑤ 補助金の変更交付決定 (町→申請者)

承認の可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

#### ⑥ 実績報告書類の提出 (申請者→町)

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真(着工前、施工状況、工事完了後)、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください。(工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出)

#### ⑦ 補助金の確定通知 (町→申請者)

交付決定の内容に適合すると認められた場合交付確定通知書(様式第8号)を送付し、指定口座に振り込みを行います。

# ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

令和元年7月、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しが行われました。今後、ドローンを使って農薬等を散布する場合には、以下を参照ください。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の少なくとも10開庁日前までに申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経歴・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。

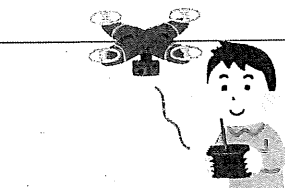
国土交通省



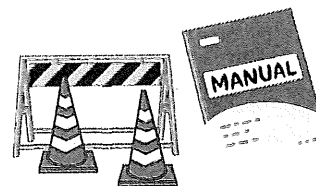
許可・承認の申請



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経歴・知識・技能



③安全確保体制

許可・承認の申請時の提出資料の一部は省略できます。

- 機体の機能・性能に関する資料の一部の省略  
→「資料の一部を省略できる無人航空機」を使用する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001261997.pdf>
- 操縦者の飛行経歴・知識・技能に関する資料の一部の省略  
→「無人航空機の講習団体及び管理団体」の講習を受講する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001220070.pdf>
- 空中散布に係る安全確保体制に関する資料の一部の省略  
→「航空局標準マニュアル（空中散布）」を使用する  
<http://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf>



許可・承認の申請は代表者（代行者）による申請も可能で、ドローン販売店等でも受け付けている場合があります。

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ [http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000042.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)

無人航空機ヘルプデスク ☎03-4588-6457（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

# ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 農薬等の空中散布を行う際の留意事項について

農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認してください。



## <ガイドラインの主な留意事項>

- ・ほ場周辺の地理的状況（住宅地、水道水源等）、耕作状況（収穫時期、有機農業が行われているほ場等）等を十分に勘案し、実施除外区域の設定や散布薬剤の種類、剤型の選定などを含めた散布計画の作成
- ・実施区域周辺（公共施設、民家、巣箱を設置している養蜂家、有機農業に取り組む農家等）への事前の情報提供
- ・実施区域内への第三者の侵入防止
- ・空中散布時の留意事項
  - －風向きを考慮した飛行経路の設定
  - －散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法を参考に行う。
  - －散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意する。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

[http://www.maff.go.jp/j/syuan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507\\_heri\\_mujin-115.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syuan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-115.pdf)



日中・夜間の目視内、又は日中の目視外での空中散布において、**立入管理区画の設定等を行えば、操縦者の補助を行う者（ナビゲーター）を配置する必要はありません。**

●詳細は航空局標準マニュアルを参照ください。

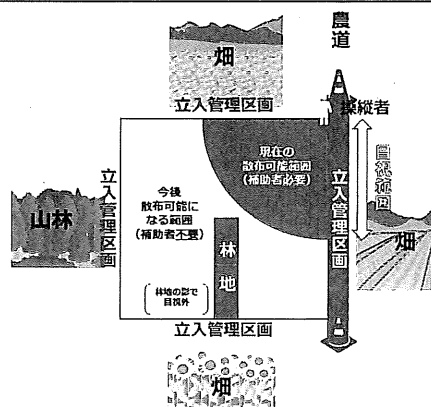
航空局標準マニュアル（空中散布）

<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



マニュアルの安全体制をとれば、人の手を借りなくても済むな。

ご近所へのお知らせと田んぼ周りの注意喚起はしっかりとお願いね。



<立入管理区画の設定イメージ>

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室国内防除第2班

☎03-3502-8111（内線4562）



令和5年7月7日

農会長 各位

猪名川町地域振興部農業環境課長

「ため池保険」の継続・新規加入について (ご依頼)

盛夏の候、貴職におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は町農政ならびにため池事業の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご加入されています「ため池の施設賠償責任保険」が8月26日をもって満期を迎えることから、ご案内いたします。

つきましては、下記の要領にて、貴農会所属の「ため池所有者・管理者」の方々のご加入を取りまとめていただき、猪名川町農業環境課までご報告下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 加入申込方法

- ① 現在加入されているため池については、添付しております一覧表に記載しておりますので「防護柵」「立て札・看板」の有無確認のうえ、「継続」欄の「継・否」いずれかに○印をお付けください。
- ② 今回新たに加入を希望されるため池については、申込書の空欄に必要事項をご記入いただき ㈱関西リスクシェアリング (担当・宅間Tel 090-8212-9309)までご連絡ください。保険料は後日個別に連絡させていただきます。
- ③ 申込書右上に会長名の記名と捺印をお願いします。

2. 保険料のお支払い方法

保険料は、申込書各池の右欄の保険料の集金をお願いします。

農会ごとにまとめて申込書とともに猪名川町農業環境課にご持参ください。

3. 申し込み締め切り日 7月28日(金) 期日厳守

4. その他保険に関する質問などがありましたら㈱関西リスクシェアリング (TEL090-8212-9309 担当・宅間) までご連絡ください。

『ため池保険』に関するQ&A

Q 1, この保険は、だれのためですか？

A 1, 申し込まれた池や水路の管理者や管理組合等の代表者のための保険です。

Q 2, どんなときに支払われる保険ですか？

A 2, 申し込まれた池や水路で、管理者のミスや不具合で発生した事故に対して被害者の方より賠償請求があった場合にお支払いする保険です。

例えば、

① 池や水路で第三者の人が壊れていた防護柵の間から転落してケガ又は死亡したとき。

②池や水路で第三者の自転車が倒れていた「立ち入り禁止」の立て札にあたり乗っていた自転車が壊れたとき。

こんな場合は支払われません。

①被害者の故意や過失で生じた時。

②地震、噴火、洪水などの天災によって生じた時。

Q 3, この保険では、何が支払われるのですか？

A 3, A 2の例で発生した事故で、

身体に対しては、治療費や応急手当の費用などの支払い。

財物に対しては、修繕費などの支払い。

その他、被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用が支払われます。

Q 4, 管理者や管理の代表者が事故にあった場合はこの保険で支払われますか？

A 4, 保険を申し込まれた管理者や管理の代表者には、支払われません。

この場合は、個人で加入されている生命保険や傷害保険が支払い対象となります。

◆管理者とは⇒池や水路を個人で所有されて、個人名で申し込まれた方（ご本人）とその同居の2親等以内の親族。

◆管理の代表者とは⇒池や水路を水利組合や村の所有とされているところで、組合長や会長と役員（執行委員）の方。

Q 5, 管理の代表者の家族は賠償を受ける対象になりますか？

A 5, この場合は組織、団体として見ますので、家族の方は賠償を受ける対象となります。

Q 6, 管理者と所有者及び地権者との関係はどのようになりますか？

A 6, 管理者として保険を申し込まれた方以外は、賠償を受ける対象者となります。

Q 7, では補償の額は、いくらまで支払われますか？

A 7, 身体、財物に対しては、1事故3億円（免責0円）までの補償

質問、相談などがありましたら(株)関西リスクシェアリング 宅間 までご連絡ください。

☎072-766-1540



**今年度の有害鳥獣(シカ・イノシシ・アライグマ・ヌートリア)の捕獲実績  
令和5年4月～令和5年6月**

捕獲地区	捕獲鳥獣(頭)								計
	シカ			イノシシ			アライグマ	ヌートリア	
	銃	箱わな	のり網等	銃	箱わな	のり網等			
原									0
内馬場									0
民田									0
上阿古谷		1					5		6
下阿古谷		6					2		8
北田原									0
南田原									0
北野									0
紫合		1			2		4		7
柏梨田									0
上野							6	1	7
広根							2		2
銀山									0
猪淵							3		3
肝川									0
差組							3		3
万善									0
槻並		1					6		7
木津上							1		1
木津									0
木間生									0
朽原									0
林田							1		1
笹尾							4		4
清水									0
清水東									0
仁頂寺									0
島									0
鎌倉					2		1		3
杉生							3		3
西畑							1		1
柏原									0
若葉									0
旭ヶ丘									0
伏見台							1		1
合計	0	9	0	0	4	0	43	1	57

# 鳥獣被害防止柵購入事業補助金

の活用をご検討のみなさまへ

○補助金の交付は、予算の範囲内となります。ご検討の場合はお早めに申請ください。

- ・ 獣害対策用の電気柵等資材については、町がその購入経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。
- ・ 令和3年度からは、栽培した農作物を出荷していない場合も補助の対象となっています。
- ・ 補助事業の内容や手続については、本チラシをご確認いただくとともに、役場農業環境課までお問合せください。

## 【補助事業の概要】

### ①補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・ 町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
- ・ 獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります。）
- ・ 町税の滞納がないこと。
- ・ 同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
- ・ 過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。  
※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

### ②補助の対象

- ・ 電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

### ③補助金額

- ・ 購入費用（税抜）の1/2  
個人（出荷もしくは出荷予定の場合）：最大5万円（法人は最大10万円）  
個人（出荷しない場合）：最大3万円

### ④利用（申請）の手続

必ず資材購入前に申請手続が必要です。

※ 農業環境課窓口でのみ受付します。

#### 【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL：766-8709

FAX：766-7725